

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成13年9月27日(木)
午前9時30分 ~ 午前11時35分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 人事案件について

地方警務官の人事異動について

警察庁から、「9月22日付け地方警務官(死亡)をはじめとする3人の人事異動について発令していただきたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う警察庁組織令の一部改正について

警察庁から、「警察庁組織令を改正し、いわゆるDV防止法の施行

に関する事務を生活安全局生活安全企画課の所掌事務に加えることとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「DV防止法の施行に伴い、新たに生じる警察の事務として、『裁判所の求めに応じて、保護命令の申立人が警察に相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況等を記載した書面を提出すること』等があるとのことだが、実態的には、『保護命令の申立人が警察に相談し、書面を裁判所の求めに応じて提出する。』という順になるのではないかと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘のとおりである。」旨、説明があった。

(3) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置について

警察庁から、「9月25日までに警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要」について報告があった。

(2) 平成14年度警察庁予算構造改革特別要求額の決定について

警察庁から、「平成14年度警察庁予算構造改革特別要望に対し、内閣官房から要求額が提示された。」旨の報告があった。

委員から、「警察庁予算構造改革特別要望の中に『安全・安心モデル街区の整備』があるとのことであるが、この項目の中に『交番の増設』が盛り込まれているのか。」との質問があり、警察庁から、「交番の増設については、補助対象となっている沖縄県以外、都道府県費で対応し、各県において計画的に行っているため、この項目の中には

盛り込まれていない。ただし、小型警ら車の整備等は盛り込まれている。」旨、説明があった。

同委員から、「同要望の中にある『少年サポートセンターの効果的運用』について、同センターにおける人的資源充実の観点から、現状の相談員に加えて、若い相談員や男性相談員を多く配置した方が効果的だと思うが、この項目の中には、若い相談員や男性相談員を増強配置することが盛り込まれているのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘のような人的構成について、今後の採用や運用等に配慮したい。」旨、説明があった。

別の委員から、「不法滞在外国人の送還費用等、どの省庁でも予算措置がされにくい分野について、今回の内閣官房に対する各省庁の折衝でどのように解決されるのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の送還費用は法務省等で検討されると思われるが、調整については、内閣府又は内閣官房で行うこととなる。また、必要があれば、国際組織犯罪等対策推進本部がフォローアップして、同本部において予算措置の議論がされることもあり得る。」旨、説明があった。

同委員から、「国民の関心からすれば、予算は増すばかりでなく、減らす方向も検討すべきであり、この点について恒常的に努力しているものと思う。例えば、『アウトソーシングが可能なものはないか。』、『各種資機材の調達について、もう少し競争原理を導入して、コストを削減できないか。』、『必要性がなくなった業務について、組織の見直しを行い、業務内容を削減する。』等が考えられるが、予算を減額することの取組みについて伺いたい。」との質問があり、警察庁から、「今回の予算についても、かなり厳しいシーリングであったため、当然スクラップ・アンド・ビルドの観点から、各種経費について、厳しく見直しを行った。必要性がないと認めた事業は打ち切るなどして財源を作り、これらを新規事業に振り向けることとしている。また、アウトソーシングの問題についても、事務的な業務については、なるべく一般職に切り替え、警察官を本来の取締り業務に充てることとしている。二種免許の取得を教習所でもできるようにする等、民間

に委託可能な分野は委託しているところである。」旨、説明があった。

(3) 「警察の被害者援助に関する検討会」第2回会合について

警察庁から、「『警察の被害者援助に関する検討会』第2回会合が開催され、警察本部長等がとるべき援助の措置に関して国家公安委員会が制定する指針案について検討が行われた。」旨の報告があった。

(4) 国会の状況について

警察庁から、「9月21日に行われた参議院総務委員会の状況等」について報告があった。

(5) 最近の不祥事案について

警察庁から、「滋賀県警察の巡査長が、本年9月、京都市内において女性宅に侵入、暴行した事案に関し、京都府警察は、9月27日、同巡査長を強姦致傷罪等で通常逮捕した。」旨の報告があった。

委員から、「警察官の強姦事件というのは大変由々しい事件である。過去に同種の事案はあるのか。」との質問があり、警察庁から、「最近では神奈川県で警察官による強制わいせつ事件がある。」旨、説明があった。

別の委員から、「被疑者の警察官は起訴されてから懲戒免職となるのか。同人に対する早期処分が望まれる。」との質問があり、警察庁から、「これから滋賀県警察において検討される。」旨、説明があった。

(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令に係る適切な対応等について

警察庁から、「いわゆるDV防止法が本年10月13日に施行されるに当たり、都道府県警察に対し、地方裁判所との連絡体制の確立、地方裁判所から保護命令の通知を受けた後の対応等について、指示することとした。」旨の報告があった。

委員から、「『申立人の生活実態に変化が見られた場合等に、相互に必要な連携をとる。』とのことであるが、これは申立人と警察本部長との『相互に必要な連携』という意味なのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の『相互に必要な連携』というのは、警察本部と警察署との連携という意味である。申立人が勤務先や生活パターンを変えたりした場合、あるいは相手方の特異な言動や不穏な動向がある場合等において、速やかに必要な措置が講じられるよう、両者の連携について指示したものである。」旨、説明があった。

(7) 平成13年全国地域安全運動の実施について

警察庁から、「10月11日から20日までの10日間、『平成13年全国地域安全運動』を実施し、地域の実情に応じた地域安全活動を展開することとした。」旨の報告があった。

(8) 2001年薬物犯罪取締セミナーの開催について

警察庁から、「10月3日から18日までの間、国際協力事業団との共催により、アジア、中南米等からの研修員の参加を得て、薬物犯罪取締セミナーを開催することとした。」旨の報告があった。

(9) 大和市内における強盗殺人事件について(神奈川県警察)

警察庁から、「8月28日、神奈川県大和市内のマンションで、主婦が殺害され、キャッシュカードを強取された事件について、神奈川県警察では、所要の捜査を行い、男女2人の被疑者を強盗殺人罪で通常逮捕した。」旨の報告があった。

(10) 朝銀近畿信用組合に対する捜索の実施について(兵庫県警察)

警察庁から、「兵庫県警察では、9月26日から27日にかけて、神戸地検と合同で、協同組合による金融事業に関する法律違反容疑で、朝銀近畿信用組合本店等を捜索した。」旨の報告があった。

(11) 指定暴力団の名称等の変更について

警察庁から、「三代目太州会の名称及び代表する者の変更があった旨、福岡県公安委員会から報告を受けた。」旨の報告があった。

(12) 米国における同時多発テロ事件にかかる警備情勢について

警察庁から、「9月19日に決定された政府方針を受け、全国警察において、米国権益関連施設、原子力発電所等に対する更なる警戒強化を徹底している。」旨の報告があった。

その後、警察庁から、自衛隊法改正案の概要及びこれに対する警察庁の意見等について説明があった。

委員から、「自衛隊による重要施設の警備についての議論は、大筋は収まるところに収まりつつあるとの印象を受けた。これらの議論の結果、国際テロに対する国内対策の責任主体は警察であることが再確認されるわけで、新しい事態との観点から、警察として当然対応策を考える必要があると思う。警察庁と防衛庁とは将来的にも協力していくべき機関であるので、今回の議論の過程で両機関の間にしこりが残ることにならないよう配慮してほしい。今回のテロ対策の中で、日米関係で最も位置付けが高くなるのが、情報の収集と交換だろうと思われる。従来縦割りによる情報収集の方法では、時代の変化や国際的要請にそぐわないと思われる。国際的情報を共有する方法を考えなければいけないと思う。この点について、警察庁を始め、関係省庁で検討してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「国際テロに対する国内治安対策の責任主体が警察であることについては、まさに御指摘のとおりであるので、しっかり対応したい。『警察庁と防衛庁との対立』という御懸念については、担当者間では厳しい議論がなされているかもしれないが、両庁間の協力関係は構築されている。また、御指摘のように外国機関との情報交換方法等がやはり大きなポイントになる。重大テロ対策については、内閣危機管理監の下で、警察庁を始め関係省庁間において情報交換を行い、今後の対応等について検討しているところである。また、必要な情報は必ず内閣情報官に集約され、

必要に応じ関係省庁が集まって検討するという仕組みができてい
る。」旨、説明があった。

委員長から、「情報の集約と評価の問題は、最後に政治家が国民の
ための決断をするために非常に重要なプロセスとなるが、問題は、ど
れだけの人達が情報評価の難しさ、あるいは国際的な情報を共有する
ことの機微というものを理解しているか心もとない状況である。また、
今回の事件を契機として、自衛隊の出動に関する論議が簡単に出てき
たことにいささか驚いている。日本の警察では、けん銃について現在、
非常に抑制的に使用されているが、自衛隊でもそう簡単に武器が使える
はずがないのに、いかにもそれが使えるかのごとき議論がなされて
いる。『抑止力』という言葉も議論の中で何度も出ているが、抑止力
というのは、『いざとなれば使う。』ということがあって初めてその
力が生じるわけであり、そういう意味でも熟度の足りない議論であっ
たように思う。治安維持のためには、警察がきちんと対応することを
世間に示すことが大切であると痛感した。」旨の発言があった。

委員から、「新聞社の世論調査結果では、自衛隊が重要施設を警備
することに賛成の意見が多い。これは、国民が『警察力では弱い。』
などと感じている証拠とも受け取れる。S A T部隊の特殊性は理解で
きるが、この部隊の存在や能力を知らない人が圧倒的に多いはずであ
る。『警察は、けん銃程度のものしか使用しないため、やはり自衛隊
に頼むしかない。』等の考え方が国民にあるならば、S A T部隊に関
して国民に何を公表すべきか等、検討してはどうか。」との質問があ
り、警察庁から、「御指摘の世論調査結果は承知している。御指摘の
S A T部隊に関することについては、可能なものについては公表する
ことも検討したい。」旨、説明があった。

別の委員から、「警察は、目に見える形で、日本に駐在している米
国軍人の家族を安心させるような措置をとっているのか伺いたい。ま
た、自衛隊の警備活動についての議論のポイントはまとまってきたよ
うに思うが、国民の多くは治安出動の方法や体系について知らないと思
われる。実際に治安出動が発動された際における、各機関の意思決

定のメカニズムやスピード等に少し不安がある。とりわけ、いざという時の指揮命令の方法について整備されていないと、治安出動自体が機能しないという心配があるが、この点についてどのように考えているのか。」との質問があり、警察庁から、「囲繞されている米軍施設の外側にある米国軍人の住宅については、日米地位協定上、警察において警備することとなっている。米軍基地の外側にある米国軍人の住宅に対する警備については、現在のところ特に要望等はないようであるが、問題はむしろインナーセキュリティにあるとの声も聞いている。御指摘の『家族への配慮』については、よく調査して対応したい。治安出動について、御指摘のとおり指揮系統が二元化してしまう問題点があり、この点についての検討が必要である。」旨、説明があった。

これに関連して、別の委員から、「日本に駐在している米国軍人が出動した際、基地外に居住する家族にとって、『テロへの恐怖』とともに、主人が不在となることでの不安が相当出てくるものと思われる。この点の配慮が必要である。」旨の発言があった。

警察庁から、「自衛隊法について、『今回の改正案で、自衛隊の警備対象は米軍施設と自衛隊施設に限ることとし、原子力発電所は対象としない。』とのことであった。この考え方については、公安委員会として御了承いただけたものと思っている。今後、各対象施設の内外における警備方法等の問題については、改正法案の具体的内容について検討する際、改めて御意見を賜ることとしたい。」旨の説明があった。

委員から、「米軍や自衛隊の施設内の警備は自衛隊が行うことでよい。しかし、これらの施設外まで自衛隊が警備することになると、命令指揮系統の違いから齟齬が起きないかという懸念がある。この点に対する方策をしっかりと講じることができるのか。」との質問があり、警察庁から、「施設外まで権限を及ぼすことになると御指摘の問題点がある。これらの点をどのように解決するか今後議論していく必要がある。」旨、説明があった。

(13) 皇太子殿下の「第14回世界観光機関総会」開会式御臨席等（大阪府）に伴う警衛警備について

警察庁から、「皇太子殿下が、9月28日から29日までの間、『第14回世界観光機関総会』開会式御臨席等のため、大阪府へ行啓になることに伴い、大阪府警察等の関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

3 その他

(1) 委員から、「警察庁から紹介のあった情報セキュリティビデオの入手方法について教えてほしい。」との質問があり、警察庁から、「要望が多ければ提供方法について検討したい。なお、同ビデオはドラマ仕立てでわかりやすく、法律の解説も盛り込まれている。」旨、説明があった。

(2) 委員から、「先週の公安委員会で、警察庁から『歩車分離式信号のモデル運用』について報告を受けたが、この施策の中に、『左折しようとする乗用車と直進しているオートバイとの衝突事故』をできるだけ防ぐような方策が盛り込まれているのか。」との質問があり、警察庁から、「自動車と自動二輪車は同じ自動車の部類であるので、各別に信号の現示を与えることは困難である。なお、御指摘の『左折巻き込み事故』への対策として、自動車のミラーの改良等が行われている。」旨、説明があった。

同委員から、「東京都杉並区にある交差点があり、信号の現示の順番が通常的信号と異なっており、『南北方向の車両通行』、『東西方向の車両通行』、『南北方向の右折車両が通行』の順となっている。歩行者は目の前の東西方向の車両の通行が停止するので、自分の進行の順番が来たと思って歩き始めるものの、必ず南北方向の右折車両と出会い、混乱状態となっている。信号の現示の順番は交差点の安全確保の観点から非常に大事であるので、このような事例に対する対応策

が、先の『歩車分離式信号のモデル運用』の施策の中に考慮されているのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の事例に対する対応策については今回の『歩車分離式信号のモデル運用』施策では想定していない。御指摘の交差点については調査することとしたい。」旨、説明があった。